岡山県公報

発行　岡山県

目　次

【告　示】

○　特定施設の設置の許可申請
○　特定計量器定期検査
○　保安林の解除予定
○　道路の占用を制限する区域の指定

【公　告】

○　県営土地改良事業変更計画の縦覧
○　公共測量の終了

担当課（室）

環境管理課
工業技術センター
治山課
道路整備課

耕地課
監理課

目　次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月十八日

岡山県知事　伊原木　隆太

１　申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称　フェニテックセミコンダクター株式会社

住　所　岡山県井原市木之子町6833番地

氏　名　代表取締役社長　石井　弘幸

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　フェニテックセミコンダクター株式会社岡山第１工場

所在地　岡山県井原市木之子町6833番地

(3) 特定施設に関する事項

区分		新設		廃止	
工場又は事業場における施設番号		P-28		P-21	
種類		63－ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		同左	
能力		1.5kW		同左	
工事着手予定年月日		令和７年12月15日		－	
工事完成予定年月日		令和７年12月19日		－	
使用開始予定年月日		令和７年12月19日		－	
使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大
	水量（㎥/日）	25	25	同左	
	ｐＨ	4	4		
	ＣＯＤ（mg/Ｌ）	5	10		
	ＢＯＤ（mg/Ｌ）	5	10		
	ＳＳ（mg/Ｌ）	1	2		
	Ｔ－Ｎ（mg/Ｌ）	2	2		

備考　種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第１の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

２　縦覧の期間及び場所

(1) 期　間　令和７年７月18日から同年８月８日まで

(2) 場　所　岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

ホームページ　https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/

◎岡山県告示第三百七十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

令和七年七月十八日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場所	期日
笠岡市	真鍋島出張所	令和七年九月一日　一三：〇〇～一四：〇〇
	北木島出張所	〃　二日　一〇：〇〇～一一：〇〇
	白石公民館	〃　一三：三〇～一四：三〇
	笠岡市民会館	〃　三日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　一三：三〇～一五：〇〇
	〃	〃　四日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　一三：三〇～一五：〇〇
	〃	〃　五日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　一三：三〇～一五：〇〇
	〃	〃　九日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　一三：三〇～一五：〇〇
	〃	〃　十日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　一三：三〇～一五：〇〇
高梁市	有漢地域局	〃　十一日　一〇：三〇～一二：〇〇
	〃	〃　一三：三〇～一五：〇〇
	川面地域市民センター	〃　十二日　一〇：三〇～一二：〇〇

二　実施機関

岡山県指定定期検査機関　一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	一三：三〇～一五：〇〇
宇治地域市民センター	〃	十六日	一〇：三〇～一二：〇〇
〃	〃	〃	一三：三〇～一五：〇〇
備中やすらぎの里センターハウス	〃	十七日	一〇：三〇～一二：〇〇
〃	〃	〃	一三：三〇～一五：〇〇
成羽複合施設（たいこまるプラザ）	〃	十八日	一〇：三〇～一二：〇〇
〃	〃	〃	一三：三〇～一五：〇〇
吉備川上ふれあい漫画美術館前倉庫	〃	十九日	一〇：三〇～一二：〇〇
〃	〃	〃	一三：三〇～一五：〇〇
高梁市役所一階市民ホール	〃	二十四日	一〇：三〇～一二：〇〇
〃	〃	〃	一三：三〇～一五：〇〇
〃	〃	二十五日	一〇：三〇～一二：〇〇
〃	〃	〃	一三：三〇～一五：〇〇
〃	〃	二十六日	一〇：三〇～一二：〇〇
〃	〃	〃	一三：三〇～一五：〇〇

◎岡山県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年七月十八日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　解除予定保安林の所在場所

津山市加茂町倉見字天狗岩六六四の一七、六六四の一八

二　保安林として指定された目的

公衆の保健

三　解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	一七九号	美作市江見字丹花地蔵ノ西四八六番一地先から 美作市川北字高本溝ノ上屋敷一六八一番一地先まで

二　占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四　占用の制限の開始の期日

令和七年七月十八日

〔三三一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備　建部地区　農業用用排水施設整備　川口原工区、下神目下工区、桜工区、立道工区、土師方工区、西原原大溝工区、西原工区、農地防災　西原工区、丁の風呂工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和七年七月十八日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備　建部地区　農業用用排水施設整備　川口原工区、下神目下工区、桜工区、立道工区、土師方工区、西原原大溝工区、西原工区、農地防災　西原工区、丁の風呂工区）変更計画書

二　縦覧の期間

令和七年七月十八日から同年八月八日まで

三　縦覧の場所

岡山市役所

〔三三二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年七月十八日

岡山県知事　伊原木　隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
倉敷市真備町上二万地内	公共測量（基準点測量他）	令和七年六月三十日